

## 佐賀県特別職報酬等審議会条例

(昭和39年8月1日佐賀県条例第31号)

(設置)

第1条 県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について調査審議するため、佐賀県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他県民のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、佐賀県総務部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。